

エコマーク商品の認定審査における証明書類の照会確認の強化に関して（参考資料）

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

「申込書」、各種「証明書」での具体的な強化改善状況を整理した。

1. エコマーク商品認定・使用申込書での対応状況	----- 1
2. 紙関係の商品類型での対応状況	
類型委 53-4(1)	
資料名「新規申込受付を一時停止している「用紙」・「紙製品」商品類型の審査再開に伴う認定基準の改定について」	----- 7
エコマーク商品類型No106「情報用紙 Version2」軽微な改定案	----- 9
エコマーク商品類型No107「印刷用紙 Version2」軽微な改定案	----- 10
エコマーク商品類型No108「衛生用紙 Version2」軽微な改定案	----- 11
エコマーク商品類型No112「文具・事務用品 Version1.7」軽微な改定案	----- 12
エコマーク商品類型No113「包装用紙 Version2」軽微な改定案	----- 13
エコマーク商品類型No114「紙製の包装用材 Version2.3」軽微な改定案	----- 14
3. 商品類型「印刷インキ」での対応状況	
類型委 54-4 3)	
資料名「エコマーク商品類型No.102「印刷インキ Version2.2」認定基準の軽微な改定について(案)」	----- 15
4. 商品類型「プラスチック製品」での対応状況	
類型委 54-4 4)	
資料名「エコマーク商品類型No.118「プラスチック製品 Vesio2.3」の証明書式の変更について(報告)」	----- 22

注:下線部が今回追加した部分

(*印欄記入不要)

会社番号*	受付番号* ー	認定番号*
類型番号*	審査料* / /	到着日* / /

エコマーク商品認定・使用申込書

財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 御中

エコマーク商品の認定・使用申込にあたり、本申込書の17.「環境法規等の順守」及び18.「重要事項」等を承知し、エコマーク事業実施要領第三章8.の規定に基づき、以下のとおり申込みます。

提出日	20 年 月 日	
申込者	フリガナ	
	事業者名	社印
	フリガナ	
	事業代表者名	(印)
	所在地:〒 ー	
	代表連絡先 TEL: ー ー / FAX: ー ー	
商品担当者 連絡先 ※本申込商品及び後記の申込内容に関する今後の 問合せ先及び連絡窓口と なる方です。	以下の者を「商品担当者」として指名登録します。	
	部署	役職名
	フリガナ	
	商品担当者名	
	連絡先:〒 ー	
	TEL: ー ー (内線) / FAX: ー ー	
E-mail:		
フリガナ	上記の申込者と異なる場 合に記入して下さい。	
事業者名		
『エコマークニュース』の配信方法	<input type="checkbox"/> E-mail を希望 <input type="checkbox"/> 郵送を希望 <input type="checkbox"/> 両方を希望	
1. 該当のエコマーク商品類型名	類型番号 No.	商品類型名 「 」
2. 商品ブランド名 (登録する商品名を 正確に記入下さい)	英文	

3. 型 式 (品番)	<p>前記 2 (商品ブランド名) の商品において、型式 (品番) 等を設定管理している場合は、エコマーク認定の範囲を明確にするため、認定時に登録を希望する全型式を以下に記載 (多数ある場合は別紙に記載) して下さい。</p> <p>-----</p> <p>英文</p>
4. 申込商品の 認定番号	<p>申込商品が既にエコマーク認定を受けている場合のみ、その認定番号を記載して下さい (旧バージョンからの取り直しなど)。 【認定番号： _____】</p>
5. 販売 (出荷) 価格と出荷数量	<p>販売 (出荷) 価格 _____ 円 / (単位)</p> <p>複数ある場合は、商品の最多販売価格 (未発売の場合は予定価格) を記載して下さい。</p> <p>-----</p> <p>直近 年 月 ~ 年 月の出荷数量 _____ / (単位)</p> <p>直近 1 年間の実績を記載して下さい。なお、実績が 1 年に満たない場合はその期間の実績とし、未発売の場合は、期間を記入せず発売予定日から向こう 1 年間の出荷予定数量 (計画値) を記載して下さい。</p>
6. 発 売 年 月	<p>年 月 (発売 / 予定)</p>
7. 申込商品の最終 製造工場及び 所在地 (複数ある場合には 別紙に記載して下さい)	<p>製造会社名 _____</p> <p>工場名 _____</p> <p>〒 _____</p> <p>所在地 _____</p> <p>-----</p> <p>TEL _____</p> <p>-----</p> <p>申込者との関係 該当個所に ■ を入れて下さい。</p> <p><input type="checkbox"/> 自社工場 <input type="checkbox"/> 製造委託工場</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (_____)</p>
8. 申込商品の説明 (機能および用途などを具体的に記載して下さい。)	

9. エコマーク認定のための使用・表示に関する条件について 該当個所に■を入れて下さい。		
規定名	使用・表示の有無	使用・表示のある場合の証明方法など
難燃剤	<input type="checkbox"/> 使用なし/ <input type="checkbox"/> あり	使用ありの場合は、各規定に従った証明書類や試験結果などを提出して下さい。
抗菌剤	<input type="checkbox"/> 使用なし/ <input type="checkbox"/> あり	
生分解性プラスチック	<input type="checkbox"/> 使用なし <input type="checkbox"/> 使用あり/表示なし <input type="checkbox"/> 使用あり/表示あり	使用あり/表示ありの場合は、規定に従った試験結果及び表示内容を提出して下さい。
注1) 申込を行う商品類型に上記項目と同様の基準項目がある場合には、各基準の項目が優先されます。 注2) 本規定は、「エコマーク事業実施要領」第3章第7項のただし書きに基づく規定に従うこととします。各規定は、「エコマーク申込のてびき」（冊子）または、ホームページで確認することができます(URL: http://www.ecomark.jp)。		
10. グリーン購入法の特定調達品目への該当について 該当個所に■を入れて下さい。		
申込商品は、グリーン購入法に定める「特定調達品目」内に該当する品目が、 <input type="checkbox"/> ある / <input type="checkbox"/> ない ○品目名がある場合は、その品目名と【判断の基準】への適合について以下に記載して下さい。 品目名『 <input type="text"/> 』 例：「文具類／のり（液体）」 【判断の基準】への適合について： <input type="checkbox"/> 適合 / <input type="checkbox"/> 不適合 / <input type="checkbox"/> 一部型式のみ適合 グリーン購入法 特定調達品目は、以下URLから確認することができます。 http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html		
11. 関係する法令や規格がある場合は、その名称・番号等を以下に記載して下さい。		
認定の要件として、申込商品の品質および安全性は、関連する法規、基準、規格などに合致していることが必要です。		
12. 添付書類、証明書（本申込書とともに、添付または送付したものに■を入れて下さい。）		
<input type="checkbox"/> 付属証明書 <input type="checkbox"/> 付属証明書に記載された証明書・試験結果など <input type="checkbox"/> エコマーク表示予定設計図 <input type="checkbox"/> 申込商品の写真またはカタログなど		
13. 「商品認定審査料」の支払いについて 該当個所に■を入れて下さい。		
<input type="checkbox"/> 振込済 ※振込済の場合は、本申込書に付随する「～申込振込一覧表～」を併せてご提出下さい。 <input type="checkbox"/> 未振込（ 月 日振込予定） ※お振り込みが確認できるまで、審査は保留扱いとなります。		
14. 申込者における他の商品でのエコマーク取得の有無について 該当個所に■を入れて下さい。		
<input type="checkbox"/> あり→ 現在、既に他の商品でエコマーク認定を取得している場合に該当します。 <input type="checkbox"/> なし→「申込者情報および使用料支払担当者登録書」（様式3-1）、および「エコマーク商品売上高実績報告ならびに報告対象期間設定の届出書」（様式3-2）を本申込書に添付して下さい。		

15. 消費者等からのエコマーク商品とその購入方法などに関する問い合わせ先			
<p>エコマーク使用契約締結後に、エコマークホームページ上で商品情報の一部として公開（更新）します。 (□をチェックの上、商品担当者とは別に窓口等を設定する場合は、下記に必要事項を記入して下さい。)</p> <p><input type="checkbox"/> 商品担当者連絡先(本申込書1頁目に記載)と同じです。(個人名は公開しません)</p> <p><input type="checkbox"/> 上記とは別に下記に設定する。(例：お客様相談室など)</p>			
会社名			
部署名			
所在地	〒 -		
TEL	- -	FAX	- -
URL			
代表 E-mail			
公表開始日 (任意)	20 年 月 日 特に希望する場合のみ記載して下さい。通常はエコマーク使用契約締結後に速やかに公開（更新）します。		
16. 申込商品の外観を示す写真など			
<p>商品の外観を示すカラー写真などを原則型式毎に提出して下さい。カタログ等の添付でも結構です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <p>【カラー写真等貼付欄】</p> <p>枚数が多い場合は別添としてください。</p> </div> <p>*認定審査に際し、必要に応じて商品現品や追加資料の提出を求めることがあります。</p> <p>*提出された現品または写真等は審査結果等に係らず、原則返却できませんので予めご了承ください。</p>			

17. 「環境法規等の順守」について

認定の要件として、申込者（事業代表者）及びその申込商品の製造事業者（申込者が申込商品の製造事業者でない場合）は、関係する環境保全に関する法規、条例、公害防止協定等（以下、「環境法規等」という）を順守していることが必要です。

なお、エコマーク事務局は、本認定審査に際し、必要に応じて本社・工場などの現地確認（立ち入り調査）を行う場合があります。

- 認定後（エコマーク使用契約期間中）に環境法規等に違反した場合、申込者及びその申込商品の製造事業者は、エコマーク事務局に対し、その違反内容等を当該事実の判明した日から1週間以内に書面により報告する義務を負います。エコマーク事務局は、当該違反内容等を確認した後、認定を直ちに停止します。その後、適正な改善と再発防止策の実施状況、ならびに事務局による現地監査等を通じた適正な管理状況等の確認などを総合的に判断し、再発の恐れがないとエコマーク審査委員会が判断した場合には、認定を再開することがあります。
- ただし、相当期間内に違反の状況が改善されない場合、あるいは違反が繰り返された場合など、再発の恐れがあると認められるときは、エコマーク使用契約書第24条に基づき、認定を取り消し、使用契約を解除することがあります。
- また、過去に環境法規等の重大な違反、又はエコマーク認定要件への違反があった申込者において、再発防止のための是正措置等が不十分であると認められる場合には、「エコマーク事業実施要領第3章 7.エコマーク商品の認定要件」の「審査委員会で環境保全上問題があると判断した場合」に該当し、認定されないことがあります。

<p>18. エコマーク商品の認定・使用に関する「重要事項」について</p>
<p>1. エコマーク商品の認定・使用申込に関し、本申込書および添付書類（付属証明書と付随する自社が発行する証明書・試験結果等）の記載内容に間違いがないことを誓約し、申込者（事業代表者）が全責任を負うことを承知します。また、第三者発行の証明書・試験結果等は、第三者が記載し発行したものに相違ないことを誓約します。なお、万一、本申込書および添付書類（第三者発行の証明書等を含む）の記載事項等について疑義が生じた場合には、エコマーク事務局に対し、申込者及び関係者に対する必要な調査（現地確認を含む）に協力するとともに資料提供などを含め十分な説明をいたします。</p> <p>2. エコマーク商品の認定・使用に関し、エコマーク事業実施要領第三章8.の規定に基づく他、以下のことを承知します。</p> <p>(1)エコマーク使用契約締結後において、本申込書類（証明書などの必要書類を含む）などに虚偽の記載があることが判明したとき、認定を取り消す場合があります。</p> <p>(2)エコマーク商品について、新たな型式（品番）等を追加する場合、または製造方法、製造工程、製造場所や使用する原材料など、認定時の証明内容に変更が生じる場合には、速やかに追加または変更等の手続きを行い、事前にエコマーク事務局の承認を得る必要があります。</p> <p>(3)エコマーク事務局は事業の適正な実施をはかるため、エコマークの使用・製造販売（出荷額）状況等について報告、説明を求め、必要に応じて製造工場や関連する製造・販売委託会社等への立ち入りを含む現地調査及びサンプル検査、並びに市場での任意抽出による商品テスト等を行うことがあります。</p> <p>なお、エコマークの不適正使用や無断使用に該当しますと、認定の取り消し、精算金の徴収、企業名等の公表、および刑事告発を含む法的措置などの対象となる場合があります。</p> <p>3. エコマーク事務局は、認定審査に際し、必要に応じて商品現品や追加資料の提出、または第三者機関による試験、及び基準適合に関する調査（現地確認を含む）などの協力を求めることがあります。本認定審査に係る商品現品や追加資料の提出、および第三者機関による試験に要する費用は別途申込者の負担となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本認定審査に係る申込書類や商品現品などの提出資料は、審査結果等に係らず、原則として返却できません。事前に写しなど手元に控えを保管するようにして下さい。 ○ 本認定審査に係る申込書類などに不備がある場合、当該不備書類が完備するまで審査は留保します。ただし、書類不備のまま正当な理由なく申込日より6ヶ月以上が経過しますと、本申込は取り消し扱いとなります。 ○ エコマーク事務局及びエコマーク審査委員会は、提出された本認定審査に係る申込書類および審査の過程で知り得た情報などに関し、守秘義務を負います。 当該情報は、エコマーク認定審査の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩することはありません。ただし、エコマーク商品に関する、商品ブランド名、型式（品番）、エコマーク認定番号、使用契約者（企業）名、認定の主な要件（基準項目など）、および本申込書に付随する「エコマーク商品情報登録用紙」に基づく情報は、エコマーク使用契約締結後に当協会エコマークホームページで公開します。

以上

新規申込受付を一時停止している「用紙」・「紙製品」商品類型の審査再開に伴う 認定基準の改定について

1. 趣旨

用紙、紙製品に係る商品類型については、古紙偽装問題発生に伴いエコマーク新規申請受付を一時停止しているところですが、エコマークの停止が古紙リサイクル推進の支障とならないよう、信頼確保に係る証明方法の強化を盛り込んだ現行認定基準の改定を行った上で、早期に用紙、紙製品の審査再開を行うものです。

また、使用している原紙の乖離により、基準不適合となる文具・事務用品など二次製品については、5月21日時点で基準適合への仕様変更が完了した商品は、67商品に止まっているのに対し、原紙の需給状況等から仕様変更が難しいなどの理由で契約の解約をした商品数は、225商品にのぼっていることに鑑み、一部の品目に関しては、古紙パルプ配合率の見直し(緩和)を図ることとします。

なお、本改定内容は、「エコマーク環境偽装再発防止検討委員会」で検討中の制度全体に係る再発防止策の検討結果を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

2. 改定案のポイント

具体的な内容は、添付の認定基準ごとの改定案をご参照ください。

改定案のポイントは以下のとおりです。

1) 証明方法(証明書類)の充実強化

- ① 技術標準書(品質規格書)にエコマーク製品の古紙パルプ配合率を明記するなど製造工場における管理の徹底に関する誓約
- ② 製造工場におけるエコマーク製品の製造又は品質管理の担当者名の明記
- ③ 古紙パルプ配合率の管理・確認方法の内容が分かる資料(日本製紙連合会「古紙パルプ等配合率検証制度チェックリスト」に準じた内部監査結果等)の添付

2) 一部の品目に関する古紙パルプ配合率の見直し(文具・事務用品)

- ① 製品に対する基準配合率とは別に設定している板紙・段ボールにおける基準配合率の撤廃
- ② 学童向けの普及につながる学用紙製品(ノート類、画用紙類、折り紙など)の基準配合率の緩和

なお、別添「エコマーク申込のてびき」中に記載のとおり、認定審査時に必要に応じ基準に関わる調査(現地監査を含む)を実施することは、現在でも可能です。エコマーク事務局では、これらの措置を補完的に実施し、信頼性向上に努めていくこととしています。

3. 審査を再開する商品類型

No.106「情報用紙 Version2」、No.107「印刷用紙 Version2」

No.108「衛生用紙 Version2」、No.113「包装用紙 Version2」

No.112「文具・事務用品Version1」のうち、「A. 紙を主材料とする製品」に該当する商品

No.114「紙製の包装用材Version2」

No.120「紙製の印刷物Version2」(旧基準No.120「紙製の印刷物」も含む)

No.128「日用品Version1」のうち、古紙を主材料として使用する商品

No.123「建築製品(内装工事関係用資材)Version2」のうち、「B. 建具工事用資材/B-2障子紙・襖紙」、

「C. 内装工事用資材/C-3 壁紙」のうち、古紙パルプを使用する商品

(旧基準No.123「再生材料を使用した建築用製品」を含む)

No.140「詰め替え容器・省資源型の容器Version1」のうち、「B. 省資源型の容器(食用油容器)」に

該当する商品(旧基準、No.55「省資源型の食用油容器」も含む)

4. 審査再開(改定)予定日:2008年7月1日

以上

エコマーク商品類型 No106「情報用紙 Version2」軽微な改定案

【情報用紙】

- (1) 古紙パルプ配合率が 70%以上であること。PPC 用紙にあつては、古紙パルプ配合率が 100%、OCR 用紙にあつては、古紙パルプ配合率が 50%以上であること。

【証明方法】

(1) 製紙事業者の発行する、以下の項目を含んだ古紙パルプ配合率（最低限保証される具体的な数値）を示す紙質証明書を提出すること。

①製造工場における管理の徹底（技術標準書（品質規格書）にエコマーク製品の古紙パルプ配合率を明記するなど）。

②製造工場におけるエコマーク製品の製造又は品質管理の担当者（以下、「エコマーク製品管理担当者」という。）名の明記。

また、「古紙パルプ等配合率検証制度チェックリスト」（2008年4月2日 日本製紙連合会）又はこれに準じた製紙事業者の古紙パルプ配合率についての内部監査の結果に係る書類等を提出すること。~~証明書には古紙パルプ配合率の固有数値を記載するものとする。~~

注 下線部：軽微な改定で追記した部分、二重線：軽微な改定で取り消した部分（次頁以降同様）

エコマーク商品類型 No107「印刷用紙 Version2」軽微な改定案

【印刷用紙】

*見本品（A4サイズ 10枚）を提出すること。

(1) 古紙パルプ配合率が 70%以上であること

(11) 製品の包装に、製品の古紙パルプ配合率（最低限保証される具体的な数値）を表示すること。

【証明方法】

(1) 製紙事業者の発行する、以下の項目を含んだ古紙パルプ配合率（最低限保証される具体的な数値）を示す紙質証明書を提出すること。

①製造工場における管理の徹底（技術標準書（品質規格書）にエコマーク製品の古紙パルプ配合率を明記するなど）。

②製造工場におけるエコマーク製品の製造又は品質管理の担当者（以下、「エコマーク製品管理担当者」という。）名の明記。

また、「古紙パルプ等配合率検証制度チェックリスト」（2008年4月2日 日本製紙連合会）又はこれに準じた製紙事業者の古紙パルプ配合率についての内部監査の結果に係る書類等を提出すること。~~証明書には古紙パルプ配合率の固有数値を記載するものとする。~~

なお、紙質証明書、古紙パルプ配合率についての内部監査の結果に係る書類等は、使用契約後、毎年提出すること。

(11) 包装に古紙パルプ配合率を明記した表示予定設計図を提出すること。

エコマーク商品類型 No108「衛生用紙 Version2」軽微な改定案

【衛生用紙】

- (1) 古紙パルプ配合率が 100%であること。

【証明方法】

(1) 製紙事業者の発行する、以下の項目を含んだ古紙パルプ配合率の証明書を提出すること。~~なお、証明書には古紙パルプ配合率の固有数値を記載するものとする。~~

①製造工場における管理の徹底（技術標準書（品質規格書）にエコマーク製品の古紙パルプ配合率を明記するなど）。

②製造工場におけるエコマーク製品の製造又は品質管理の担当者（以下、「エコマーク製品管理担当者」という。）名の明記。

4. 認定の基準と証明方法

4-1-2 材料に関する基準と証明方法 A. 紙を主材料とする製品

(4)原料として使用した古紙パルプの合計重量が製品全体の重量割合で70%以上であること。なお、包装袋にあっては、古紙パルプの合計重量が製品全体の重量比で30%以上、包装紙・封筒にあっては40%以上、慶弔用品（慶弔袋、金封など）・アルバム・学用紙製品（ノート類、画用紙類、折り紙など）・機能性事務用品にあっては50%以上であること。ただし、消耗部分、粘着部分、とじこみ用品のとじ具、手提げ袋の取っ手および、封筒の窓部（プラスチックの窓部は認定対象外）は、製品全体の重量から除く。

~~また、板紙を使用する場合は、原料として板紙の古紙パルプ配合率が90%以上であること。段ボールを使用する場合は、原料として段ボールの古紙パルプ配合率が100%であること。~~

【証明方法】

製紙事業者の発行する、以下の項目を含んだ古紙パルプ配合率（最低限保証される具体的な数値）を示す紙質証明書を提出すること。

①製造工場における管理の徹底（技術標準書（品質規格書）にエコマーク製品への供給原紙の古紙パルプ配合率を明記するなど）。

②製造工場におけるエコマーク製品への供給原紙の製造又は品質管理の担当者（以下、「管理担当者」という。）名の明記。

また、「古紙パルプ等配合率検証制度チェックリスト」（2008年4月2日 日本製紙連合会）又はこれに準じた製紙事業者の古紙パルプ配合率についての内部監査の結果に係る書類等の工場における古紙パルプ配合率の管理・確認方法の内容が分かる資料を提出すること。ただし、エコマーク認定用紙を使用する場合は、当該用紙の「商品ブランド名」および「認定番号」を付属証明書に明記することで、証明に代えることができるものとする。

製品総重量、紙材料重量および紙以外の材料が製品に占める割合（重量割合）を明記し、紙材料が製品全体の70%以上である証明をすること。

エコマーク商品類型 No113 「包装用紙 Version2」 軽微な改定案

【印刷用紙】

*見本品（A4サイズ 10枚）を提出すること。

(1) 包装紙用原紙にあつては、原料中の古紙パルプ配合率が40%以上であること。

包装袋用原紙にあつては、古紙パルプ配合率が30%以上であること。封筒用原紙にあつては、古紙パルプ配合率が40%以上であること。

(10) 製品の包装に、製品の古紙パルプ配合率（最低限保証される具体的な数値）を表示すること。

【証明方法】

(1) 製紙事業者の発行する、以下の項目を含んだ古紙パルプ配合率（最低限保証される具体的な数値）を示す紙質証明書を提出すること。

①製造工場における管理の徹底（技術標準書（品質規格書）にエコマーク製品の古紙パルプ配合率を明記するなど）。

②製造工場におけるエコマーク製品の製造又は品質管理の担当者（以下、「エコマーク製品管理担当者」という。）名の明記。

また、「古紙パルプ等配合率検証制度チェックリスト」（2008年4月2日 日本製紙連合会）又はこれに準じた製紙事業者の古紙パルプ配合率についての内部監査の結果に係る書類等を提出すること。~~証明書には古紙パルプ配合率の固有数値を記載するものとする。~~

なお、紙質証明書、古紙パルプ配合率についての内部監査の結果に係る書類等は、使用契約後、毎年提出すること。

(10) 包装に古紙パルプ配合率を明記した表示予定設計図を提出すること。

4. 認定の基準と証明方法

4-1 環境に関する基準と証明方法

(1) 製品として、包装用緩衝材にあつては、古紙パルプ配合率が 100%であること。

梱包用ペーパーバンド(紙ひもを含む)にあつては、古紙パルプ配合率が 100%であること。

紙トレーにあつては、古紙パルプ配合率が 90%以上であること。ただし、印刷インキ、プラスチックコーティング、接着剤、粘着剤については、製品全重量から除く。

紙製包装用粘着テープ・紙ガムテープにあつては、支持体の古紙パルプ配合率が 40%以上であること。かつ、巻心の古紙パルプ配合率が 100%であること。ただし、ここで言う巻心とは外面紙・内面紙を除いた部分とする。

【証明方法】

製紙事業者の発行する、以下の項目を含んだ古紙パルプ配合率（最低限保証される具体的な数値）を示す紙質証明書を提出すること。

①製造工場における管理の徹底（技術標準書（品質規格書）にエコマーク製品への供給原紙の古紙パルプ配合率を明記するなど）。

②製造工場におけるエコマーク製品への供給原紙の製造又は品質管理の担当者（以下、「管理担当者」という。）名の明記。

また、「古紙パルプ等配合率検証制度チェックリスト」（2008年4月2日 日本製紙連合会）又はこれに準じた製紙事業者の古紙パルプ配合率についての内部監査の結果に係る書類等の工場における古紙パルプ配合率の管理・確認方法の内容が分かる資料を提出すること。ただし、エコマーク認定用紙を使用する場合は、当該用紙の「商品ブランド名」および「認定番号」を付属証明書に明記することで、証明に代えることができるものとする。

2008年8月21日

エコマーク商品類型 No.102「印刷インキ Version2.2」認定基準の
軽微な改定について（案）

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 趣旨

印刷インキについては、本年一月以降、一部のエコマーク認定商品において、エコマーク基準値との乖離が発生しました。古紙リサイクル等の再発防止の改定に併せて、印刷インキの認定基準に関しても信頼確保に係る証明方法の強化を盛り込んだ現行認定基準の改定を行うものです。

なお、本改定内容は、「エコマーク環境偽装再発防止検討委員会」で検討中の制度全体に係る再発防止策の検討結果を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

2. 改定案のポイント

改定案のポイント(証明方法(証明書類)の充実強化)は以下のとおりです。

- ① 製造工場におけるエコマーク製品の管理担当者名の明記
- ② 配合の管理・確認方法の記載

なお、「エコマーク申込のてびき」中に記載のとおり、認定審査時に必要に応じ基準に関わる調査(現地監査を含む)を実施することは、現在でも可能です。エコマーク事務局では、これらの措置を補完的に実施し、信頼性向上に努めていくこととしています。

3. 改定案

<以下、改定部分を抜粋(赤字改定部分)>

2. 対象

分類 A 平版インキおよび新聞インキ

分類 B グラビアインキ

分類 C 樹脂凸版インキ

分類 D その他のインキ

4. 認定の基準と証明方法

4-2. 環境に関する個別認定基準と証明方法と証明方法

A.平版インキおよび新聞インキ

(9) 植物油または再生材料(食用廃油など)を使用しており、かつ次の(a)または(b)のいずれかを満たしていること。

(a)オフセット輪転インキは、印刷インキ中の石油系溶剤が45%以下であること。

(b)枚葉インキおよび新聞インキは、印刷インキ中の石油系溶剤が30%以下であって、かつVOC成分が3%未満であること。

【証明方法】

溶剤の組成についてのガスクロマトグラフによる試験結果および分析方法、または溶剤供給元の試験成績証明書を、有印文書で提出すること。ただし、印刷インキ中の石油系溶剤の重量割合および芳香族系有機溶剤の量については、4-1.(1)で代用する。

また、印刷インキの配合証明書を提出すること。証明書には、製造工場におけるエコ

マーク商品の管理担当者、及び製品への各配合量等を処方書・作業指図書等に明記し管理・確認していることを記載すること。

B.グラビアインキ

- (11) 印刷インキ中の芳香族系有機溶剤の量が1%未満であること。

【証明方法】

印刷インキ中の芳香族系有機溶剤の量については、4-1.(1)で代用する。

また、印刷インキの配合証明書を提出すること。証明書には、製造工場におけるエコマーク商品の管理担当者、及び製品への各配合量等を処方書・作業指図書等に明記し管理・確認していることを記載すること。

- (12) 印刷インキ中のVOC成分が20%未満であって、かつ、印刷時にVOC成分30%未満で印刷できるよう設計されていること。ただし、本項は、フィルム用の溶剤型グラビアインキについては適用しない。

【証明方法】

溶剤の組成についてのガスクロマトグラフによる試験結果および分析方法、または溶剤供給元の試験成績証明書を、有印文書で提出すること。~~ただし、印刷インキ中の石油系溶剤の重量割合および芳香族系有機溶剤の量については、4-1.(1)で代用する。~~

また、印刷インキの配合証明書を提出すること。証明書には、製造工場におけるエコマーク商品の管理担当者、及び製品への各配合量等を処方書・作業指図書等に明記し管理・確認していることを記載すること。

印刷時に VOC 成分 30%未満で設計されている旨を説明する申込印刷インキの取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットの表示箇所を提出すること。

C.樹脂凸版インキ

- (14) 印刷インキ中の芳香族系有機溶剤の量が1%未満であること。

【証明方法】

印刷インキ中の芳香族系有機溶剤の量については、4-1.(1)で代用する。

また、印刷インキの配合証明書を提出すること。証明書には、製造工場におけるエコマーク商品の管理担当者、及び製品への各配合量等を処方書・作業指図書等に明記し管理・確認していることを記載すること。

- (15) 印刷インキ中のVOC成分が5%未満であること。ただし、フィルム用の樹脂凸版インキについては、印刷インキ中のVOC成分が20%未満であって、かつ、印刷時にVOC成分30%未満で印刷できるよう設計されていること。

【証明方法】

溶剤の組成についてのガスクロマトグラフによる試験結果および分析方法、または溶剤供給元の試験成績証明書を、有印文書で提出すること。~~ただし、印刷インキ中の石油系溶剤の重量割合および芳香族系有機溶剤の量については、4-1.(1)で代用する。~~

また、印刷インキの配合証明書を提出すること。証明書には、製造工場におけるエコマーク商品の管理担当者、及び製品への各配合量等を処方書・作業指図書等に明記し管理・確認していることを記載すること。

印刷時に VOC 成分 30%未満で設計されている旨を説明する申込印刷インキの取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットの表示箇所を提出すること。

D.その他のインキ

- (18) 乾燥方式が紫外線硬化型の平版印刷インキについては、使用する溶剤はVOC中の芳香族成分が容量比1%未満であって、かつ印刷インキ中のVOC成分が3%未満であること。

【証明方法】

溶剤の組成についてのガスクロマトグラフによる試験結果および分析方法、または溶剤供給元の試験成績証明書を、有印文書で提出すること。ただし、印刷インキ中の石油系溶剤の重量割合および芳香族系有機溶剤の量については、4-1.(1)で代用する。

また、印刷インキの配合証明書を提出すること。証明書には、製造工場におけるエコマーク商品の管理担当者、及び製品への各配合量等を処方書・作業指図書等に明記し管理・確認していることを記載すること。

- (19) 平版印刷用の金インキおよび銀インキについては、JIS K2536で検出される芳香族成分が容量比1%未満の溶剤のみを用いる印刷インキであって、かつ印刷インキ中の石油系溶剤量が表1の数値以下であること。枚葉インキについては、これに加えて印刷インキ中のVOC成分が3%未満であること。

表1 印刷インキ中の石油系溶剤の重量割合

	枚葉インキ	オフセット輪転インキ
金インキ	25%	
銀インキ	30%	35%

【証明方法】

溶剤の組成についてのガスクロマトグラフによる試験結果および分析方法、または溶剤供給元の試験成績証明書を、有印文書で提出すること。ただし、印刷インキ中の石油系溶剤の重量割合および芳香族系有機溶剤の量については、4-1.(1)で代用する。

また、印刷インキの配合証明書を提出すること。証明書には、製造工場におけるエコマーク商品の管理担当者、及び製品への各配合量等を処方書・作業指図書等に明記し管理・確認していることを記載すること。

記入例 A. 平版インキ/新聞インキ、D. その他のインキ
(金・銀インキの場合)

エコマーク事務局 殿

発行日： 20 年 月 日

〇〇株式会社

印（社印を捺

印）

* 発行者はインキ製造事業者

印刷インキの配合証明書

商品ブランド名	
印刷インキの種類	<input checked="" type="checkbox"/> A.平版インキおよび新聞インキ <input type="checkbox"/> 平版インキ（ <input type="checkbox"/> オフセット輪転インキ / <input type="checkbox"/> 枚葉インキ） <input type="checkbox"/> 新聞インキ <input checked="" type="checkbox"/> D.その他のインキ <input type="checkbox"/> 金インキ（ <input type="checkbox"/> オフセット輪転インキ / <input type="checkbox"/> 枚葉インキ） <input type="checkbox"/> 銀インキ（ <input type="checkbox"/> オフセット輪転インキ / <input type="checkbox"/> 枚葉インキ）
製造工場	工場名： 工場長名： 所在地： 同工場のエコマーク製品管理担当者 役職名： 氏名： TEL： FAX： メールアドレス：
「印刷インキに関する自主規制(ネガティブリスト規制)」で規制される物質の使用	<input type="checkbox"/> 処方構成成分として添加なし / <input type="checkbox"/> 添加している
溶剤中の芳香族成分の容量比	_____ 容量%(最大値) ※ 試験成績証明書等を添付して下さい。
植物油または再生材料(食用廃油など)の使用	<input type="checkbox"/> 植物油を使用している / <input type="checkbox"/> 再生材料を使用している 植物油・再生材料の種類： (_____)
印刷インキ中の石油系溶剤の配合量	_____ %(最小値) ~ _____ %(最大値) ※ MSDSを添付して下さい。
印刷インキ中のVOC成分量(枚葉インキおよび新聞インキの場合、記載すること)	_____ %(最大値) ※ 試験結果を添付して下さい。
工場において各配合量の管理・確認方法	該当する項目にチェックし、必要書類を添付して下さい。 <input type="checkbox"/> 処方書・作業指図書等で各配合量を色ごとに管理・確認している。 記録文書の名称： (_____) 例 処方書 帳票の管理者： (_____) 例 開発課長 ※ 上記の処方書等は、当該商品の直近もの、または雛形など添付して下さい。 <input type="checkbox"/> その他の方法で管理 具体的に管理を行っていることがわかる資料を添付して下さい。

* 上記の数値は具体的数値をご記載ください。

* には該当する事項にチェックを入れてください。

エコマーク事務局 殿

発行日： 20 年 月 日

〇〇株式会社

印（社印を捺

印）

* 発行者はインキ製造事業者

印刷インキの配合証明書

商品ブランド名	
印刷インキの種類	B.グラビアインキ <input type="checkbox"/> 油性型/ <input type="checkbox"/> 水性型
製造工場	工場名： 工場長名： 所在地： 同工場のエコマーク製品管理担当者 役職名： _____ 氏名： _____ TEL： _____ FAX： _____ メールアドレス： _____
「印刷インキに関する自主規制(ネガティブリスト規制)」で規制される物質の使用	<input type="checkbox"/> 処方構成成分として添加なし/ <input type="checkbox"/> 添加している
印刷インキ中の芳香族系有機溶剂量	_____ %(最大値) ※ MSDS(使用溶剤の一覧、量)又は試験結果等を添付して下さい。
印刷インキ中のVOC成分量	_____ %(最大値) ※ 試験結果を添付して下さい。
印刷時のVOC成分量(設計値)	_____ %(設計最大値) ※ 取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットの表示箇所を添付して下さい。 フィルム用の溶剤型グラビアインキに該当するため本項目対象外
トルエン、キシレンの使用(溶剤型グラビアインキの場合、記載すること)	<input type="checkbox"/> 処方構成成分として添加なし/ <input type="checkbox"/> 添加している
工場において各配合量の管理・確認方法	該当する項目にチェックし、必要書類を添付して下さい。 <input type="checkbox"/> 処方書・作業指図書等で各配合量を色ごとに管理・確認している。 記録文書の名称： (_____) 例 処方書 帳票の管理者： (_____) 例 開発課長 ※ 上記の処方書等は、当該商品の直近もの、または雛形など添付して下さい。 <input type="checkbox"/> その他の方法で管理 具体的に管理を行っていることがわかる資料を添付して下さい。

* 上記の数値は具体的数値をご記載ください。

* には該当する事項にチェックを入れてください。

エコマーク事務局 殿

発行日： 20 年 月 日

〇〇株式会社

印（社印を捺

印）

* 発行者はインキ製造事業者

印刷インキの配合証明書

商品ブランド名	
印刷インキの種類	C.樹脂凸版インキ <input type="checkbox"/> 油性型 / <input type="checkbox"/> 水性型
製造工場	工場名： 工場長名： 所在地： 同工場のエコマーク製品管理担当者 役職名： _____ 氏名： _____ TEL： _____ FAX： _____ メールアドレス： _____
「印刷インキに関する自主規制(ネガティブリスト規制)」で規制される物質の使用	<input type="checkbox"/> 処方構成成分として添加なし / <input type="checkbox"/> 添加している
印刷インキ中の芳香族系有機溶剂量	_____ % (最大値) ※ MSDS(使用溶剤の一覧、量)又は試験結果等を添付して下さい。
印刷インキ中のVOC成分量	_____ % (最大値) ※ 試験結果を添付して下さい。
印刷時のVOC成分量(設計値)	_____ % (設計最大値) ※ 取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットの表示箇所を添付して下さい。 <input type="checkbox"/> フィルム用の樹脂凸版インキに該当しないため本項目対象外
トルエン、キシレンの使用(樹脂凸版インキの場合、記載すること)	<input type="checkbox"/> 処方構成成分として添加なし / <input type="checkbox"/> 添加している
工場において各配合量の管理・確認方法	該当する項目にチェックし、必要書類を添付して下さい。 <input type="checkbox"/> 処方書・作業指図書等で各配合量を色ごとに管理・確認している。 記録文書の名称： (_____) 例 処方書 帳票の管理者： (_____) 例 開発課長 ※ 上記の処方書等は、当該商品の直近もの、または雛形など添付して下さい。 <input type="checkbox"/> その他の方法で管理 具体的に管理を行っていることがわかる資料を添付して下さい。

* 上記の数値は具体的数値をご記載ください。

* には該当する事項にチェックを入れてください。

記入例 D. その他のインキ(紫外線硬化型の印刷インキ)の場合

エコマーク事務局 殿

発行日： 20 年 月 日

〇〇株式会社

印 (社印を捺

印)

* 発行者はインキ製造事業者

印刷インキの配合証明書

商品ブランド名	
印刷インキの種類	<u>D.その他のインキ</u> <input type="checkbox"/> 紫外線硬化型の印刷インキ
製造工場	工場名： 工場長名： 所在地： 同工場のエコマーク製品管理担当者 役職名： _____ 氏名： _____ TEL： _____ FAX： _____ メールアドレス： _____
「印刷インキに関する自主規制(ネガティブリスト規制)」で規制される物質の使用	<input type="checkbox"/> 処方構成成分として添加なし / <input type="checkbox"/> 添加している
VOC中の芳香族成分の容量比	_____ 容量%(最大値) ※ MSDS(使用溶剤の一覧、量)又は試験結果等を添付して下さい。
印刷インキ中のVOC成分量	_____ %(最大値) ※ 試験結果を添付して下さい。
工場において各配合量の管理・確認方法	該当する項目にチェックし、必要書類を添付して下さい。 <input type="checkbox"/> 処方書・作業指図書等で各配合量を色ごとに管理・確認している。 記録文書の名称： (_____) 例 処方書 帳票の管理者： (_____) 例 開発課長 ※ 上記の処方書等は、当該商品の直近もの、または雛形など添付して下さい。 <input type="checkbox"/> その他の方法で管理 具体的に管理を行っていることがわかる資料を添付して下さい。

* 上記の数値は具体的数値をご記載ください。

* には該当する事項にチェックを入れてください。

2008年8月21日

エコマーク商品類型 No.118 「プラスチック製品 Vesio2.3」
の証明書式の変更について（報告）

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

<証明書式変更の方針>

プラスチック製品については、原料のサプライチェーンの経路の複雑さをふまえ、樹脂製造～成型加工の工程から提出される社印付きの「原料供給証明書」に、工場の担当者名・連絡先を記載するように証明書式の見直しを実施します。さらに申込者が発行する「製品全体の材料使用比率」に係る証明書において、直近の川上事業者（＝成型加工）に対して、再生材料配合割合を申込者から成型事業者に対してどのように指示し、成型事業者における配合割合をどのように管理しているかを報告するように証明書式の見直しを実施します。

認定審査時において、申込内容に疑義がある場合には、エコマーク事務局よりサプライチェーン工程の工場担当者に照会確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行います。

その他の再生材料の使用を要件とする商品類型については、今後、WG・業界と協議しながら、プラスチックに準じた証明書の見直しを実施する予定です。

<書式の変更例>

No.118 「プラスチック製品 Version2.3」

1. 製品における材料の使用割合証明書 記入表 118-A
 2. 原料供給証明書 記入表 118-B
- （各 下線部追加部分）

(財) 日本環境協会 エコマーク事務局 御中

製品における材料の使用割合証明書

記入日： 20 年 月 日

(発行者：会社名)

印 (社印を捺印)

* 発行者は申込者

型式名：

※ 型式ごとに記入下さい。複数の型式について、使用素材の重量割合が同じ場合は、下欄の備考にその旨をご記入下さい。この表で書ききれない場合は、この表に準じた表を作成下さい。

4 - 1. (1) 製品全体の材料使用比率												
	部品名 もしくは 製品名	重量 (g)	プラスチック材料							他材料		
			再生材料				バージン材 料のポリマ ー名*1	重量 (g)	添加物 名*2	重量 (g)	材料名	重量 (g)
			ポストコンシ ューマ材料 のポリマー 名*1	重量 (g)	プレコンシュー マ材料のポリマ ー名*1	重量 (g)						
部品 1												
部品 2												
部品 3												
部品 4												
部品 5												
部品 6												
部品 7												
部品 8												
重量 合計		A		B		C		D		E		

プラスチック重量に占める再生プラスチックの重量割合

$(B+C) / (B+C+D+E) \times 100 = (g) / (g) \times 100 = \%$ *小数点2位以下切捨て

- * 1 プラスチックのポリマー名は、PE、PP などとご記載ください。ナイロンの場合には、PA6 もしくは PA66 を記載してください。ガラス繊維についてもポリマー名としてご記載ください。
- * 2 プラスチック材料への添加物名については、可塑剤、色材、安定剤などをご記載ください。

【配合割合の管理方法】

<u>申込者からの成型事業者に対して、配合割合の指示方法</u>	該当する項目にチェック・記載して下さい。 <input type="checkbox"/> 成型事業者へ渡す製品指示書に配合割合を明記している <input type="checkbox"/> 成型事業者と契約書に配合割合を明記している <input type="checkbox"/> その他の方法で指示 ※具体的内容を以下に記載して下さい。 ()
<u>成型事業者における配合割合の管理方法</u>	該当する項目にチェック・記載して下さい。 <input type="checkbox"/> 処方書・配合日報等で配合割合を管理している。 記録文書の名称：() 例 処方書 帳票の管理者：() 例 成型課長 <input type="checkbox"/> その他の方法で管理 ()

記入表 118 - B

(財) 日本環境協会 エコマーク事務局 御中

原料供給証明書

発行日：20 年 月 日

(発行者：会社名)

印 (社印を捺印)

【発行担当者】

住所：	
部署：	役職：
氏名：	
TEL：	FAX：
E-mail：	

* 発行者は再生材料回収事業者

以下の内容の再生材料を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。

<input type="checkbox"/>	プレコンシューマ材料		
① 発生場所			例： 包装フィルム 製造工場
② 発生内容			例： 不良品、ロス品
③ 素材名			例：ポリエチレン
④ 再生工程の説明			②で発生した材料 の具体的な再生 処理方法

<input type="checkbox"/>	ポストコンシューマ材料		
① 使用后廃棄された 材料名・製品名			例：PET ボトル
② 素材名			例：PET

※ 申込製品の製造工程における工場が発生した材料は除く。
 ※ 該当する項目にチェックをし、必要事項を記載してください。